

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

- 被許可者の住所及び名称
東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1
NRS株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
NRS株式会社中部物流センター保税蔵置場
愛知県弥富市鍋田町六野51番地
愛知県弥富市鍋田町六野51番
- 更新した期間
自 令和6年5月1日
至 令和12年4月30日